

# 広瀬小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

## はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童の生命や身体に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、いつでも、誰にでも起こりうるという危機意識を持つ必要がある。

いじめから子どもを守るために、教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、保護者・地域とも連携しながら、子どもに対し指導する必要がある。

## I いじめの問題に対する基本的な考え方

### 1 「いじめの定義」と「いじめの態様」

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条において次のとおり規定されており、広瀬小ではこれを踏まえて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応等に取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。
- ②「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツ少年団等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ④けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調べ、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。
- ⑥インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ⑦いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

⑧具体的ないじめの態様として、次のようなものがある。

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ア | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる      |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる                |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする   |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする         |
| オ | 金品をたかられる                         |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする    |
| キ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ク | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など    |

⑨「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、そのような場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

## **2 いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

### **(1)いじめに係る行為が止んでいること**

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### **(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の見極めに当たっては、児童や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を開催し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

## **3 関係者の役割・基本姿勢**

### **(1)学校及び教職員の役割・基本姿勢**

①広瀬小学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容

等を、「広瀬小学校 いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

ア)学校において、学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討するものとする。

イ)いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者をはじめ、地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志を反映させた方針を策定することに努める。

ウ)策定された学校基本方針は、定期的に見直しを行い、改善を図るものとする。

- ②わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるよう指導、支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、市教委、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## (2)保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## (3)児童の役割・基本姿勢

- ①いじめを行ってはいけない。
- ②自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いや

りの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。

③周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

④学校基本方針に則り、いじめ防止等の対策に主体的・積極的に取り組む。

## **4 いじめ問題に対する理念・目標**

### **(1) 基本理念**

①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

②いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害に当たる問題であることについて、児童の理解を深める。

③市、学校、家庭、地域等との連携のもと、いじめ問題の解決を図る。

### **(2) 基本目標**

認め合い・学び合い・励まし合いを大切にした教育活動を実践し、自己有用感を高めながら絆と居場所づくりを進め、いじめのない「笑顔あふれる元気な広瀬小」をつくる。

### **(3) 行動目標**

①いじめの未然防止への取組を計画的に進める。

②いじめの早期発見・早期対応・組織的な対応の取組を強化する。

③いじめの解決を図るために、市教委、家庭、地域との連携を図る。

## **5 いじめ問題等への組織的対応**

校内に「いじめ対策委員会」を設置して組織的な対応に努める。

### **(1) 構成人員**

①校内職員：校長（委員長）、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当担任

②校外関係者：PTA会長、PTA副会長、地区担当民生委員、警察署員（必要に応じて）

### **(2) 役割**

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・指導や支援の体制・対応方針を決定する役割
- ・保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・いじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を担う役割

※重大事態が発生した場合、学校と教育委員会が協議し、「いじめ問題対応委員会」が設置される。

## **6 関係機関との連携**

学校は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、

市及び教育委員会、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化を図る。

### **(1)教育委員会との連携**

学校のいじめの状況等について定期的に報告するとともに、解決に向けた取り組み等について相談し、指導・支援していただく。

### **(2)警察署、児童相談所、医療機関等との連携**

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、鶴岡警察署に通報・相談する。

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

### **(3)学校相互、羽黒ブロック内小中学校等との連携**

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合には、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにする。また、小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるようにする。

## **II いじめ防止等の基本的な取組**

### **1 未然防止の取組**

#### **(1)児童理解に基づく教育活動の推進**

##### **①児童理解の努力と工夫**

児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。

ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について、情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

エ) 教育委員会やPTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。

オ) 気になる児童の情報等については、担任が一人で抱え込むことなく、校長

のリーダーシップのもと、組織として対応できる体制を整えておく。

カ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。

これらの努力・工夫により、個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

## ②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級経営の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、児童一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼し合って生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につながるることができる人間関係を構築していく。

## ③いじめが生まれる背景として配慮が必要な場面の理解

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で見守り、支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員に対して正しい理解の促進を行い、必要に応じて学校として対応策を講ずる。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、当該児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行うとともに、細心の注意を払いながら当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## (2)学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を図る。また、道徳教育の要となる特別の教科道徳の時間においては、教科書だけでなく「鶴岡市子ども像指導資料集」や「親子で楽しむ庄内論語」、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に

生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

### **(3)学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進**

#### ①系統的な「いのち」の教育の実践

広瀬小学校「いのちの教育全体構想図」を基に、教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

#### ②家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

#### ③地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

### **(4)児童の主体的な活動の推進**

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、児童が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童のいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するようはたらきかけていく。

#### ①児童会の取組

児童会の活動において、「広瀬しぐさ」の自主的な取り組みを強化し、挨拶や言葉遣い、やさしいかかわり、時間の遵守等、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し認め合い、高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を高めていく。

#### ②各学級の取組

児童による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、児童会だけでなく、各学級における児童の自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進する。

### **(5)教員等の資質能力の向上**

#### ①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感・自己決定の場を与え、共感的人間関係を育成し、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援を行う。その中で、児童達の間人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修の機会を設定し、教職員の

資質向上に取り組む。

## ②特別支援教育に係る研修会や講座の実施・参加

通常学級に在籍し、学習症や注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいと疑われる児童の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあつて、児童に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められている。

教育委員会が主催する特別支援教育講座や研修会に積極的に参加し、学び続けるようにするとともに、校内においても特別支援教育研修を適宜実施する。

## (6)PTA組織を生かした取組の推進

### ①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるPTAは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

### ②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に植え付ける必要がある。

PTA組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

### ③学校とPTAが連携したネットトラブル等に対する取組

PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりの取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。また、PTAと協力したネットパトロールや「家族でスマイルデー」の取り組みを実施する。

## 2 早期発見のための取組

### (1)早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進めるなどの対応を、迅速かつ組織的に行い、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

#### ①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴つ

たりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴く。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくようにする。

## ②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われるものである。いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

## ③いじめの早期発見のための対応と取組

### ○いじめに対する認識

・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを共通理解する。

### ○いじめを許さない学校と学級づくり

・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す。

### ○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

いじめの早期発見・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

・「いじめ問題への取組点検表」(県教育委員会)による点検の実施

・「いじめ問題への取組の徹底について」

「平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知」に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施

### ○実態把握のためのアンケート等の実施

・県教育委員会から示されている様式による年2回(6月頃・11月頃)の実施

・「なかよしカード」を毎月(6月、11月以外)実施

### ○いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

・県様式や市様式等を参考にして、教職員用と保護者用を作成し配布アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

### ○相談窓口(連絡先)の提供

### ○児童会を中心とした自主的な取組

### ○計画的・組織的な校内巡視の実施

## (2)早期発見のための具体的な組織的対応の推進

### ①学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報

告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ情報ネットワークを構築していく。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

#### ②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

#### ③児童や保護者が相談しやすい環境づくり

##### ア) 生活の記録等の活用

教職員と児童の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったりする。併せて、教育相談（面談）の機会を活用し、児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し、指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れてもらえるように、児童と教職員との間で、常日頃からの信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実を図る。

##### イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめの実態を把握するアンケート等により、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、児童が周りの児童の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮をしていく。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫をする。

教育委員会から、年に2回、いじめ早期発見アンケートと面談を用いたいじめの実態把握を各学校に依頼されている。このアンケートの他、チェックリストの活用や日常の教職員の観察等により、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

##### ウ) 相談窓口の設置と周知

児童とその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

### **3 いじめ発生の場合の適切な対応**

#### **(1)いじめ対応の基本的な流れ**

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ対策委

員会に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、必要に応じて教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

## <対応の流れ>

### 1 児童の気になる情報のキャッチ

- 積極的な情報の収集
- 軽易なこと（個人で継続性がない）であれば、聞き取りも行い、すぐに指導。

### 2 生徒指導主任・教頭への報告

- 生徒指導主任・教頭 → 校長 すばやく報告。
- 迷ったら単独での判断と行動はせず、まず相談。

＜いじめ対策委員会＞  
校長・教頭・教務主任  
・ 生徒指導主任・教育  
相談担当・養護教諭・  
該当担任

### 3 いじめ対策委員会①（聞き取りをする前）

- 情報の確認と持っている情報の共有
- 聞き取りの仕方とチーム編成

### 4 いじめ対策委員会②（事実の確認と対応方針等の決定）

- 事実関係が確定するまで聞き取りを繰り返す。
- 対応方針や指導体制（役割分担）を決定する。
- 全職員の共通理解を図る。

◇必要に応じて外部機関と連携する。  
◇重大事態の場合には、迅速に市教委へ連絡する。  
◇事実等を正確に記録する。

### 5 いじめ解決への指導・支援と経過観察

- いじめられた子を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子に相手の悲しみ、苦しみ、傷みに思いを寄せる指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為だ」という意識を持たせる。（いじめの背景も）
- いじめられた子といじめた子を会わせ、謝罪と誓いを伝えさせる。
- 保護者には直接会って、具体的な対策も示す。また、協力を求め、心のケアとともに経過観察をしていただく。また、定期的に連絡をとり、学校や家庭での様子等を共有する。
- 周囲の児童や全体への指導を行い、再発防止を図る。

◇子どもの思い等に寄り添った指導  
◇保護者への誠意ある対応

## 6 指導後の支援の継続と経過観察

- 担任だけでなく、他の職員も注意深く観察する。
- 解決していない場合には、4に戻り、対応を再検討する。

## 7 いじめ対策委員会③（3ヶ月後、いじめ解決の確認）

※いじめが解消している状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間が少なくとも3ヶ月を目安とする。

### (2)いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに生徒指導主任・教頭に報告し、組織的に対応する。「いじめ対策委員会」では、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

#### 把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじめているのか？【被害者と加害者の確認・人数等】
- ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【態様と内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】

#### 要注意

児童生徒の  
個人情報は  
その取扱い  
十分注意！

正確な事実関係を迅速に把握するために、複数の教職員で連携して対応する。

### (3)いじめと認知した場合の対応

#### ①被害児童及びその保護者への対応

##### ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

##### イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめ

られた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

#### ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、医師、心理や福祉等の専門家、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

### ②加害児童及びその保護者への対応

#### ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性

を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

#### ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

### ③集団へのはたらきかけ

#### ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

### ④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

## Ⅲ インターネット上のいじめへの対応

### 1 インターネット上のいじめの未然防止

#### (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

##### ① 教科活動等における児童に対する指導の充実

児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての

情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

#### ②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

#### ③教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

## (2)家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく。保護者に対して児童のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

#### ①学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してインターネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

#### ②家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からインターネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がインターネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

#### ◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

#### ◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により，子どもの発達段階に応じて，情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

### ③ P T A の取組と連携

P T A においては，研修会のテーマにインターネット上のいじめに関することを取り上げたり，学級・学年懇談会において話題にしたり，独自のアンケートを行い，広報紙により啓発したりするなどの活動を通じてインターネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また，保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど，P T A 活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

## 2 早期発見・早期対応

### (1) 早期発見の取組

#### ① 「インターネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも，現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って，現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため，トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず，児童の心に寄り添いながら声をかけ，いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの児童理解と行動観察による情報の蓄積に加え，いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

#### ② 「インターネット上のいじめ」についての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため，被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため，インターネットを利用している児童が，自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際，どのように対応すればよいかを含め，相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に，学校の相談窓口以外に，県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知しておくことが必要である。

#### ③ 学校・家庭・地域，P T A によるネットパトロールの実施

早期発見の観点から，教育委員会及び学校，P T A，地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより，インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

また，保護者によるネットパトロールへの協力などにより，気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。インターネット上で，児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は，情報を組織的に共有するとともに，積極的に関係機関の指導，助言を受けながら対応する。

#### ◆ ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ，プロフ等に，誹謗・中傷の書き込みが行われ，ネット上のいじめ等が起こっていないか，チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

#### ◆ ネットパトロールの具体的な方法

- i) google や yahoo 等の検索エンジンを利用し、「学校名（略称等もある）」  
「地域」「掲示板」等のキーワードを組み合わせて検索する。
- ii) 無料掲示板や SNS 等で学校別掲示板を探す。
- iii) 非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
- iv) 検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。  
等

#### ④その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトや SNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

## (2)早期対応の取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

### ①掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) インターネット上のいじめの発見、児童・保護者等からの相談

学校がインターネット上のいじめの事案を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童が出すいじめの芽を見逃さずインターネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板の URL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

#### ◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれ

ている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報が悪用されることなどがないよう注意する。

#### エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

#### オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

### ②警察との連携

インターネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、教育委員会等が中心となって、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

### ③法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

### ④児童への指導のポイント

児童がインターネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

### ⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェ

ーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。
- イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もインターネット上のいじめの加害者となること。
- エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の大変危険なサイトにつながる場合があること。

◆チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

## IV 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

### (2) 重大事態への対処と教育委員会や関係機関との連携

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、「いじめ問題対応委員会」を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。特に、犯罪行為として取り扱われるべきである

場合や、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、警察と連携して迅速かつ適切に対応する。

- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

## V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

### (1)教育相談体制と活動計画 等

問題行動、学校生活への不適応などを未然に察知し、早期指導によって円滑な解決を図るための情報や資料の収集に努める。また、情報の提供を行い、全職員による共通理解のもと、指導にあたるようにする。

毎月の「なかよしカード」、日常の観察により、児童の変化の早期発見に努める。

「教育相談ファイル」を作成し、記録化をはかるとともに、職員会議において児童の実態の共通理解を図り、特に心配な児童については事例研修の時間を設ける。該当児童の担任の負担を軽減するよう、学校体制で指導に当たる。

### (2)生徒指導と年間活動計画 等

日常から児童の行動や生活を温かく見守りながら、児童理解を図り、児童一人一人の「よさ」を引き出し、自己実現に向けてねばり強く取り組む力を培う。また、基本的な生活習慣の定着を図ると共に、社会生活への能動的な適応力を育成することをねらう。

### <年間活動計画>

	年 間 計 画
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1学期のめあて設定</li><li>・ 「広瀬しぐさ」約束の確認</li><li>・ 「なかよしカード」で児童の振り返りをするこゝで、学級の実態把握と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月6月以外)</li><li>・ いじめアンケート(6月)</li><li>・ アンケート結果を基にしたいじめ対策委員会を開催し、情報の共有と、対応の協議を行う。(6月)</li><li>・ QUテスト 2年生以上(6月)</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2学期のめあて設定</li><li>・ 「広瀬しぐさ」振り返りと更なる取り組み確認</li><li>・ 「なかよしカード」で児童の振り返りをするこゝで、学級の実態把握</li></ul>

学期	と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月11月以外) ・いじめアンケート(11月) ・アンケート結果を基にしたいじめ対策委員会を開催し、情報の共有と、対応の協議を行う。(11月) ・QUテスト 1年生(2学期中)
3学期	・3学期のめあて設定 ・「広瀬しぐさ」振り返りと更なる取り組み確認 ・「なかよしカード」で児童の振り返りをすることで、学級の実態把握と問題の未然防止・早期発見を図る。(毎月)

◎打合せ時の児童についての共通理解は毎週行う。

## VI 校内研修

### (1)児童理解

年度当初・・・特別な配慮の必要な児童の確認，担任への引き継ぎ事項  
 随時・・・Q-U研修，必要に応じた研修  
 年度の終わり・・・引き継ぎ事項の把握

### (2)いじめ問題等の生徒指導に関する研修(ネット関係，非行・事故防止等) 等

職員研修・・・インターネット利用の現状把握と対策等について  
 PTA研修等・・・インターネット利用の過程での望ましいあり方等

## VII 学校評価

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分にふまえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を自己評価する。また、2月の学校評議員会では、その自己評価を説明し、学校関係者評価をする。さらに、評価結果をふまえ、以下の観点で改善に取り組んでいく。

- ◇ 学校におけるいじめへの基本方針や目標等を明確にしているか。
- ◇ いじめが発生したときに迅速かつ組織的に対応する体制ができているか。
- ◇ 日頃よりいじめの実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めているか。
- ◇ 各学級の状況を学校組織として共有しているか、学校基本方針や取組について家庭・地域と共有し、理解や協力を得ているか。

## <評価表>

### 学校におけるいじめ防止等の取組についての評価（自己評価）

学校におけるいじめ防止等の取組について、全職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字を記入してください。

4 よくできている      3 おおむねできている      2 あまりできていない      1 できていない		
領域	項 目	評価
基本方針	1 学校基本方針にいじめ防止等についての基本理念や目標、具体的な取組等を定め、全職員で共通理解している。	
	2 学校基本方針に未然防止や早期発見、事案対処についての年間計画があり、それを基にしたいじめ対策が進められている。	
	3 学校基本方針にある目標が達成できたかを適切に評価し、いじめ防止等の取組の改善を図っている。	
未然防止	4 絆と居場所をつくる学級経営を推進するとともに、いじめを許さない意識を高めている。	
	5 道徳の授業や全校朝会等でいじめについて考えさせ、いじめの理解や思い等を深めている。	
	6 児童会による広瀬しぐさの「ニコニコワード」やなかよしタイム等の取組により、認め合い・励まし合う人間関係や学校風土をつくっている。	
迅速で組織的対応・具体的な指導	7 日常の観察やチェックシートを活用しながら気になることを見つけ、個人面談等で実態把握に努めるなど、いじめの早期発見に取り組んでいる。	
	8 定期的なアンケート調査や教育相談等により、いじめについて相談できる体制を整えるとともに、実態把握に取り組んでいる。	
	9 いじめの事案がすぐに報告されるとともに、いじめ対策委員会による聞き取りや指導方針・体制の決定がなされ、迅速に組織的対応がなされている。	
	10 いじめられた子の安全を確保し、心のケアをしながら自尊感情を高める支援を行うとともに、保護者に事実や指導、今後の支援等について説明するなど誠意ある対応をしている。	
	11 いじめた子には、その要因や背景にあるものを探りながら、「いじめは絶対に許されない行為」であることを指導するとともに、保護者に事実や指導について説明し、家庭でも指導・見守りをするようお願いをしている。	
	12 いじめについて学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許さない行為であることを理解させるとともに、同調したり加担したり見逃したりせず、大人に相談する勇気を持つことを伝えている。	
連	13 学校基本方針について保護者や地域の理解を得ることを通して、いじめ問題の重要性を広めている。また、実態や取組等をおたより等で知らせている。	
	14 いじめについてPTAや学校評議員会でも話し合い、学校と家庭、地域が連携し	

携	た取組を進めている。	
	15 いじめについての学校評価を市教委に報告するとともに、必要に応じて市教委や警察等と連携しながらいじめ問題の解決に当たっている。	
<p>&lt;問題点や改善点、その対策、評価が低い項目の理由など&gt;</p>		

## VIII その他

- (1) 年度初めに学校基本方針を確認するとともに、年度末に再確認の機会を持つことで、学校基本方針を見直していく。
- (2) 保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるように、学校のホームページへ掲載するとともに、概要版を配布するなど周知説明に努める。